

平成26年9月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成25年(ワ)第658号 不当利得返還請求事件
口頭弁論終結日 平成26年7月24日

判 決

埼玉県 [REDACTED]

原 告

同訴訟代理人弁護士 山 元 勇 気

東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号

被 告

新生フィナンシャル株式会社

同代表者代表取締役

杉 江 陸

同訴訟代理人弁護士

高 野 朋 子

同

平 光 哲 弥

同

大 久 保 達

主 文

- 1 被告は、原告に対し235万3426円及び内金175万3576円に対する平成25年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間で継続的な借入と返済を繰り返したところ、利息制限法所定の利率を超えて利息として支払われた部分を借入金元本に充当すると過払金が生じているとして、被告に対し、不当利得

返還請求権に基づき、過払金元金及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金(過払利息)の支払を求めた事案である。

1 前提事実(争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告は、貸金業者である被告との間で、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおり、継続的に借入及び返済を繰り返した(以下「本件取引」という。)

(2) 原告及び被告は、平成24年6月4日、以下の内容の和解契約を締結した(以下「本件和解」という。)

ア 残債務額

52万9764円(残元金46万7149円、約定利息3916円、損害金利息5万8699円)

イ 契約金額

46万円

ウ 弁済方法

平成24年6月から平成26年12月まで毎月25日限り1万5000円ずつ(ただし最終回は1万円)支払う。

エ 利率

0%

オ 損害金率

0%

カ 清算条項

本契約書に記載されている条項の他には何らの債権債務もない。

(3) 本件和解を締結した平成24年6月4日時点において、本件取引について、約定どおりに計算をすると、前記(2)アのとおり残債務が存在していたことになるのに対し、利息制限法所定の利率を超えて利息として支払

われた部分を借入金元本に充当すると、150万円以上の過払金が発生していたことになる（甲1、弁論の全趣旨）。

2 争点

(1) 本件和解は錯誤により無効か（争点1）

(2) 本件和解は、消費者契約法4条1項1号により取り消しうるものか（争点2）

第3 争点に対する当事者の主張

1 争点1について

(1) 原告の主張

ア 本件和解は錯誤により無効である。

イ 被告は、本件和解締結時、原告に対し、多額の過払金が生じていることを知らせることなく、取引履歴を開示するなど過払金発生を知らせる機会を与えることすらなく、案内文書で、単に多額の債務が残っている旨を指摘した上で、和解契約を締結すればその後は利息が付かずに元金のみを支払えば足りる旨を説明するに止まり、原告本人に残債務が存在することを前提とする和解をさせるに至った。

以上の経緯からすれば、原告は、本件和解締結時において、多額の過払金が発生していることを認識していなかったといえ、法律行為の要素について動機の錯誤があり、その動機は表示されていたといえるから、本件和解は錯誤により無効である。

ウ 本件和解で争いの目的とされた事項は、貸金債務が存在することを前提とした貸金残額の具体的支払方法であり、過払金の発生についての錯誤は、和解によってやめることを約した争いの目的ではなく、その前提ないし基礎とされた事項についての錯誤であるから、民法696条は適用されない。

エ 被告は、原告が錯誤に陥ったことにつき重過失があったと主張するが、

本件和解の際、原告は、被告から取引履歴の開示を受けるなど過払金発生
の基礎となる情報の提供を受けておらず、弁護士等の専門家も関与し
ていないから、一般人に通常求められる注意義務を著しく欠いていたと
の非難を受けるような事実関係はなく、原告に重過失はない。

また、貸金業者たる被告は、原告が過払状態にあることを熟知してい
たにもかかわらず、前記案内文書及び債務承認弁済契約書を郵送してお
り、原告の錯誤について悪意であったことはいうまでもない。

よって、仮に原告が錯誤に陥ったことにつき重過失があったとしても、
悪意の被告を保護する必要はなく、錯誤無効の主張は認められる。

(2) 被告の主張

ア 過払金の有無及び額は、本件和解の互譲の対象であり、直接の目的で
あったから、原告に錯誤があったとしても、民法696条により、後か
ら争うことはできない。

本件和解は、被告が一方的に権利を放棄する内容ではなく、貸金債務
が残存するのか、過払金返還請求権が発生するのか、またその額はいく
らであるかが明らかでない状況の下において、かつ、これを前提として、
原告及び被告のいずれもが、相手方に対する本件契約に関する債権債務
がないこと、すなわち、当事者双方が、「仮に自分の方に債権があると
すればこれを放棄する」という双方の互譲を内容とするものであったと
みるのが相当である。

よって、原告の被告に対する過払金返還請求権も本和解による互譲の
対象となっており、本件和解によってその不存在が決定されているとい
わざるを得ない。

イ 仮に、過払金請求権の存否及び金額が本件和解の互譲の対象となっ
ていなかったとしても、平成24年6月当時、過払金に関する情報はあら
ゆるメディアを通じて我が国に広く知れ渡っており、原告が過払金につ

いて理解を深めようとせず、内容を自ら検討することなく本件和解をしたというのであれば、原告に重過失が認められるから、いずれにせよ錯誤の主張は認められない。

2 争点2について

(1) 原告の主張

本件和解は、消費者である原告が、事業者である被告からの勧誘を受けたことによって締結したものである。そして、前記のとおり、被告は、約定債務が既に消滅していたにもかかわらず、これが存在すると原告に伝え、その結果、原告は、約定債務が存在するものと誤認して本件和解をしたものである。

よって、原告は、消費者契約法4条1項1号により本件和解を取り消す。

(2) 被告の主張

ア 勧誘がないこと

本件和解のきっかけは、原告の支払遅滞にあったこと、被告は、一括払と分割払の二つのプランを示し、原告が一方を選択する方式を採ったこと、文書送付の回数も2回にとどまっており、当事者間のやり取りも通常の和解交渉の範囲内であることからすると、被告から積極的に本件和解の勧誘を行ったものではない。

イ 不実の告知がないこと

本件和解の際、債務承認弁済契約書に記載された残元金、約定利息、損害金利息等の記載に何ら事実と反するところはない。

原告は、利息制限法による引直計算の結果が記載されていないことなどをもって、被告が不実の告知を行ったと主張するものと思われるが、被告にそのような義務はないから、このことは不実の告知に当たらない。

ウ 結論

したがって、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められな

い。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実のほか、証拠(甲2, 6ないし9, 乙1, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和43年生まれ的女性であり、中学校を卒業後、美容師見習い、工場の従業員等として稼働し、夫と結婚後は、飲食店やコンビニエンスストアのパート従業員として勤務していた者である。

(2) 原告は、平成24年5月か6月頃、被告から、案内文書と債務承認弁済契約書が同封された封書を受け取った。案内文書には、約定債務が残っていること、同封の債務承認弁済契約書に署名、捺印して返送すれば、その後は利息が付加されず、月額1万5000円ずつ31回の支払で債務を完済する事ができる旨が記載されていた。

(3) 原告は、上記案内文書の記載内容について、被告の担当者から口頭で説明を受けたことはなく、原告の側から問い合わせたこともなかった。また、原告は、債務承認弁済契約書に署名、押印する以前に、被告から取引履歴の開示を受けたことも、弁護士に相談したこともなかった。原告は、過払金という単語は聞いたことがあったが、本件和解の際、本件取引について利息制限法に引き直して計算をした場合に過払金が発生していたことは認識していなかった。

(4) 原告は、本件和解後の平成25年5月頃、親族との間で相続を巡って紛争となり、原告訴訟代理人弁護士に解決を依頼した。その際、原告の債務についても整理することを依頼し、本件取引について、過払金が発生していたことを認識するに至った。

2 争点1について

(1) 当事者が和解によってやめることを約した争いの目的であった事項につ

いては、和解契約の確定効により、錯誤の規定が適用されないが（民法696条）、当事者が和解の前提として争わなかった事項に関する錯誤については、和解の合意は拘束力がなく、その前提がなくなれば和解の合意は根拠を失うから、当事者は無効を主張できる。

(2) これを本件についてみると、本件和解の際、原告は、本件取引について過払金が発生していたことを認識しておらず、約定債務52万9764円（残元金46万7149円、約定利息3916円、損害金利息5万8699円）が存在することを争っていないから、約定債務が存在すること（及びこれと表裏一体の関係にある過払金が存在しないこと）は、当事者が和解によってやめることを約した争いの目的であった事項ではなく、当事者が和解の前提として争わなかった事項に当たるといふべきである。

(3) そして、原告が、本件和解の際、過払金が発生していたことを認識していれば、本件和解に応じないことは明らかであるから、過払金の存否に関する錯誤は、要素の錯誤に当たり、これは動機の錯誤であるが、債務承認弁済契約書に署名、捺印して返送したことにより、動機は、少なくとも黙示的に被告に表示されたといふべきである。

(4) これに対し、被告は、本件和解は、仮に自分の方に債権があるとすればこれを放棄するという双方の互譲を内容とするものであったと主張するが、本件和解の際、約定債務の存在（及び過払金の不存在）が前提となっていたことは前記のとおりであり、本件和解の和解条項に清算条項が含まれているとしても、これをもって、過払金が存在するとしても放棄するという内容の互譲がなされたとはいふ難い。

(5) また、被告は、錯誤の規定の適用があるとしても、原告には重過失があると主張する。

確かに、本件和解の際、過払金について各種メディアで取り上げられていたことからすると、安易に本件和解に応じた原告に一定の落ち度があっ

たことは否定できない。

しかし、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決（民集60巻1号1頁）以降、みなし弁済規定の適用は事実上否定されており、貸金業者である被告は、本件和解の際、そのことを十分認識していたと推認できること、にもかかわらず、被告の側から債務承認弁済契約を原告に送付して本件和解を持ちかけていること、他方、原告は、本件和解以前に取引履歴の開示を受けたことも、債務整理について弁護士に相談したこともなかったことに照らすと、原告が、本件取引について過払金が発生していることを認識せずに本件和解をしたことが、原告の重過失に当たるとまではいえない。

(6) 以上によれば、本件和解は錯誤により無効であるから、争点2について判断するまでもなく、被告は、原告に対し、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」記載のとおり、過払元金175万3576円、確定遅延損害金59万9850円及び過払元金に対する平成25年8月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

第5 結論

よって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する（なお、仮執行免脱宣言を付することは相当でない。）。

さいたま地方裁判所川越支部第2部

裁判官 田 中 邦 治

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: 会員番号: 貸金業者: 新生フィナンシャル 作成者: 弁護士山元勇気 過払利率 5%

Table with columns: 年月日, 借入金額, 弁済額, 利率, 日数, 利息, 未払利息, 残元金, 過払利息, 過払利息残額. Rows 1-47 showing loan and payment details.

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H9. 3. 7	13,000		0.18	0	0	0	392,854	0	0
49	H9. 4. 11		22,000	0.18	35	6,780	0	377,634	0	0
50	H9. 4. 11	7,000		0.18	0	0	0	384,634	0	0
51	H9. 5. 6		30,000	0.18	25	4,742	0	359,376	0	0
52	H9. 5. 6	20,000		0.18	0	0	0	379,376	0	0
53	H9. 6. 10		22,000	0.18	35	6,548	0	363,924	0	0
64	H9. 6. 10	8,000		0.18	0	0	0	371,924	0	0
55	H9. 7. 1		30,000	0.18	21	3,851	0	345,775	0	0
56	H9. 7. 1	22,000		0.18	0	0	0	367,775	0	0
57	H9. 8. 5		22,000	0.18	35	6,347	0	352,122	0	0
58	H9. 8. 5	8,000		0.18	0	0	0	360,122	0	0
59	H9. 9. 3		22,000	0.18	29	5,150	0	343,272	0	0
60	H9. 9. 3	10,000		0.18	0	0	0	353,272	0	0
61	H9. 9. 30		22,000	0.18	27	4,703	0	335,975	0	0
62	H9. 10. 7	12,000		0.18	7	1,159	1,159	347,975	0	0
63	H9. 11. 8		22,000	0.18	32	5,491	0	332,625	0	0
64	H9. 11. 8	6,000		0.18	0	0	0	338,625	0	0
65	H9. 12. 11		22,000	0.18	33	5,510	0	322,135	0	0
66	H9. 12. 11	9,000		0.18	0	0	0	331,135	0	0
67	H10. 1. 14		20,000	0.18	34	5,552	0	316,687	0	0
68	H10. 1. 14	5,000		0.18	0	0	0	321,687	0	0
69	H10. 2. 5		22,000	0.18	22	3,490	0	309,177	0	0
70	H10. 2. 10	14,000		0.18	5	747	747	317,177	0	0
71	H10. 3. 9		22,000	0.18	27	4,223	0	300,147	0	0
72	H10. 3. 16	9,000		0.18	7	1,036	1,036	309,147	0	0
73	H10. 3. 30		20,000	0.18	14	2,134	0	292,317	0	0
74	H10. 3. 30	12,000		0.18	0	0	0	304,317	0	0
75	H10. 4. 30		22,000	0.18	31	4,652	0	286,969	0	0
76	H10. 4. 30	9,000		0.18	0	0	0	295,969	0	0
77	H10. 6. 4		22,000	0.18	35	5,108	0	279,077	0	0
78	H10. 6. 9	8,000		0.18	5	688	688	287,077	0	0
79	H10. 7. 7		22,000	0.18	28	3,964	0	269,729	0	0
80	H10. 7. 12	9,000		0.18	5	665	665	278,729	0	0
81	H10. 8. 10		30,000	0.18	29	3,986	0	253,380	0	0
82	H10. 8. 10	17,000		0.18	0	0	0	270,380	0	0
83	H10. 9. 10		22,000	0.18	31	4,133	0	252,513	0	0
84	H10. 9. 10	9,000		0.18	0	0	0	261,513	0	0
85	H10. 10. 13		14,000	0.18	33	4,255	0	251,768	0	0
86	H10. 11. 10		22,000	0.18	28	3,476	0	233,244	0	0
87	H10. 11. 10	11,000		0.18	0	0	0	244,244	0	0
88	H10. 12. 10		22,000	0.18	30	3,613	0	225,857	0	0
89	H10. 12. 10	10,000		0.18	0	0	0	235,857	0	0
90	H10. 12. 21		504,120	0.18	11	1,279	0	-266,984	0	0
91	H10. 12. 21	504,120		0.18	0	0	0	237,136	0	0
92	H10. 12. 23	40,000		0.18	2	233	233	277,136	0	0
93	H11. 1. 3	5,000		0.18	11	1,503	1,736	282,136	0	0
94	H11. 1. 6		26,000	0.18	3	417	0	258,289	0	0
95	H11. 1. 6	19,000		0.18	0	0	0	277,289	0	0
96	H11. 2. 2		26,000	0.18	27	3,692	0	254,981	0	0
97	H11. 2. 2	15,000		0.18	0	0	0	269,981	0	0
98	H11. 3. 6		26,000	0.18	32	4,260	0	248,241	0	0
99	H11. 3. 6	12,000		0.18	0	0	0	260,241	0	0
100	H11. 4. 6		26,000	0.18	31	3,978	0	238,219	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H11.4.6	12,000		0.18	0	0	0	250,219	0	0
102	H11.5.11		25,000	0.18	35	4,318	0	228,537	0	0
103	H11.5.11	10,000		0.18	0	0	0	238,537	0	0
104	H11.6.3		26,000	0.18	23	2,705	0	215,242	0	0
105	H11.6.3	16,000		0.18	0	0	0	231,242	0	0
106	H11.7.5		26,000	0.18	32	3,649	0	208,891	0	0
107	H11.7.5	12,000		0.18	0	0	0	220,891	0	0
108	H11.8.3		30,000	0.18	29	3,159	0	194,050	0	0
109	H11.8.3	17,000		0.18	0	0	0	211,050	0	0
110	H11.9.11		26,000	0.18	39	4,059	0	189,109	0	0
111	H11.9.11	9,000		0.18	0	0	0	198,109	0	0
112	H11.10.2		10,000	0.18	21	2,051	0	190,160	0	0
113	H11.10.31		13,000	0.18	29	2,719	0	179,879	0	0
114	H11.12.13		26,000	0.18	43	3,814	0	157,693	0	0
115	H11.12.13	8,000		0.18	0	0	0	165,693	0	0
116	H12.1.4		10,000	0.18	22	1,796	0	157,489	0	0
117	H12.2.5		26,000	0.18	32	2,478	0	133,967	0	0
118	H12.2.5	12,000		0.18	0	0	0	145,967	0	0
119	H12.3.3		12,000	0.18	27	1,938	0	135,905	0	0
120	H12.4.6		20,000	0.18	34	2,272	0	118,177	0	0
121	H12.4.6	5,000		0.18	0	0	0	123,177	0	0
122	H12.5.9		15,000	0.18	33	1,999	0	110,176	0	0
123	H12.7.11		32,000	0.18	63	3,413	0	81,589	0	0
124	H12.8.31		26,000	0.18	51	2,046	0	57,635	0	0
125	H12.10.3		26,000	0.18	33	935	0	32,570	0	0
126	H12.11.5		15,000	0.18	33	528	0	18,098	0	0
127	H12.12.4		13,000	0.18	29	258	0	5,356	0	0
128	H12.12.30		12,000	0.18	26	68	0	-6,576	0	0
129	H13.2.4		16,000	0.18	36	0	0	-22,576	-32	-32
130	H13.2.28		11,000	0.18	24	0	0	-33,576	-74	-106
131	H13.4.2		15,000	0.18	33	0	0	-48,576	-151	-257
132	H13.4.28		12,000	0.18	26	0	0	-60,576	-173	-430
133	H13.5.31		14,000	0.18	33	0	0	-74,576	-273	-703
134	H13.7.10		18,000	0.18	40	0	0	-92,576	-408	-1,111
135	H13.7.31		10,000	0.18	21	0	0	-102,576	-266	-1,377
136	H13.9.10		18,000	0.18	41	0	0	-120,576	-576	-1,953
137	H13.10.12		14,000	0.18	32	0	0	-134,576	-528	-2,481
138	H13.11.9		12,000	0.18	28	0	0	-146,576	-516	-2,997
139	H13.12.5		11,000	0.18	26	0	0	-157,576	-522	-3,519
140	H13.12.31		11,000	0.18	26	0	0	-168,576	-561	-4,080
141	H14.2.3		15,000	0.18	34	0	0	-183,576	-785	-4,865
142	H14.3.10		15,000	0.18	35	0	0	-198,576	-880	-5,745
143	H14.4.12		15,000	0.18	33	0	0	-213,576	-897	-6,642
144	H14.5.15		15,000	0.18	33	0	0	-228,576	-965	-7,607
145	H14.6.25		19,000	0.18	41	0	0	-247,576	-1,283	-8,890
146	H14.7.26		14,000	0.18	31	0	0	-261,576	-1,051	-9,941
147	H14.10.3		32,000	0.18	69	0	0	-293,576	-2,472	-12,413
148	H14.10.27		11,000	0.18	24	0	0	-304,576	-965	-13,378
149	H14.11.25		13,000	0.18	29	0	0	-317,576	-1,209	-14,587
150	H14.12.27		14,000	0.18	32	0	0	-331,576	-1,392	-15,979
151	H15.1.31		15,000	0.18	35	0	0	-346,576	-1,589	-17,568
152	H15.2.28		12,000	0.18	28	0	0	-358,576	-1,329	-18,897
153	H15.3.25		11,000	0.18	25	0	0	-369,576	-1,228	-20,125

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H15. 4. 25		13,000	0.18	31	0	0	-382,576	-1,569	-21,694
155	H15. 5. 23		12,000	0.18	28	0	0	-394,576	-1,467	-23,161
156	H15. 6. 25		14,000	0.18	33	0	0	-408,576	-1,783	-24,944
157	H15. 7. 25		13,000	0.18	30	0	0	-421,576	-1,679	-26,623
158	H15. 8. 25		13,000	0.18	31	0	0	-434,576	-1,790	-28,413
159	H15. 9. 25		13,000	0.18	31	0	0	-447,576	-1,845	-30,258
160	H15. 10. 24		13,000	0.18	29	0	0	-460,576	-1,778	-32,036
161	H15. 11. 25		14,000	0.18	32	0	0	-474,576	-2,018	-34,054
162	H15. 12. 25		13,000	0.18	30	0	0	-487,576	-1,950	-36,004
163	H16. 1. 23		12,000	0.18	29	0	0	-499,576	-1,932	-37,936
164	H16. 2. 25		14,000	0.18	33	0	0	-513,576	-2,252	-40,188
165	H16. 3. 25		12,000	0.18	29	0	0	-525,576	-2,034	-42,222
166	H16. 4. 23		12,000	0.18	29	0	0	-537,576	-2,082	-44,304
167	H16. 5. 25		14,000	0.18	32	0	0	-551,576	-2,350	-46,654
168	H16. 6. 25		13,000	0.18	31	0	0	-564,576	-2,335	-48,989
169	H16. 7. 23		12,000	0.18	28	0	0	-576,576	-2,159	-51,148
170	H16. 8. 25		14,000	0.18	33	0	0	-590,576	-2,599	-53,747
171	H16. 9. 24		13,000	0.18	30	0	0	-603,576	-2,420	-56,167
172	H16. 10. 25		13,000	0.18	31	0	0	-616,576	-2,556	-58,723
173	H16. 11. 30		15,000	0.18	36	0	0	-631,576	-3,032	-61,755
174	H16. 12. 28		12,000	0.18	28	0	0	-643,576	-2,415	-64,170
175	H17. 1. 31		14,000	0.18	34	0	0	-657,576	-2,996	-67,166
176	H17. 2. 28		12,000	0.18	28	0	0	-669,576	-2,522	-69,688
177	H17. 3. 31		13,000	0.18	31	0	0	-682,576	-2,843	-72,531
178	H17. 5. 10		17,000	0.18	40	0	0	-699,576	-3,740	-76,271
179	H17. 6. 9		13,000	0.18	30	0	0	-712,576	-2,874	-79,145
180	H17. 6. 30		10,000	0.18	21	0	0	-722,576	-2,049	-81,194
181	H17. 8. 10		17,000	0.18	41	0	0	-739,576	-4,058	-85,252
182	H17. 9. 10		13,000	0.18	31	0	0	-752,576	-3,140	-88,392
183	H17. 10. 7		11,000	0.18	27	0	0	-763,576	-2,783	-91,175
184	H17. 11. 9		14,000	0.18	33	0	0	-777,576	-3,451	-94,626
185	H17. 12. 9		13,000	0.18	30	0	0	-790,576	-3,195	-97,821
186	H18. 1. 10		13,000	0.18	32	0	0	-803,576	-3,465	-101,286
187	H18. 2. 10		13,000	0.18	31	0	0	-816,576	-3,412	-104,698
188	H18. 3. 10		12,000	0.18	28	0	0	-828,576	-3,132	-107,830
189	H18. 4. 6		11,000	0.18	27	0	0	-839,576	-3,064	-110,894
190	H18. 5. 9		14,000	0.18	33	0	0	-853,576	-3,795	-114,689
191	H18. 6. 8		13,000	0.18	30	0	0	-866,576	-3,507	-118,196
192	H18. 7. 10		13,000	0.18	32	0	0	-879,576	-3,798	-121,994
193	H18. 8. 10		13,000	0.18	31	0	0	-892,576	-3,735	-125,729
194	H18. 9. 9		13,000	0.18	30	0	0	-905,576	-3,668	-129,397
195	H18. 10. 8		12,000	0.18	29	0	0	-917,576	-3,597	-132,994
196	H18. 11. 11		14,000	0.18	34	0	0	-931,576	-4,273	-137,267
197	H18. 12. 9		12,000	0.18	28	0	0	-943,576	-3,573	-140,840
198	H19. 1. 9		13,000	0.18	31	0	0	-956,576	-4,006	-144,846
199	H19. 2. 10		13,000	0.18	32	0	0	-969,576	-4,193	-149,039
200	H19. 3. 10		12,000	0.18	28	0	0	-981,576	-3,718	-152,757
201	H19. 4. 10		13,000	0.18	31	0	0	-994,576	-4,168	-156,925
202	H19. 5. 10		12,000	0.18	30	0	0	-1,006,576	-4,037	-161,012
203	H19. 6. 9		12,000	0.18	30	0	0	-1,018,576	-4,136	-165,148
204	H19. 7. 10		13,000	0.18	31	0	0	-1,031,576	-4,325	-169,473
205	H19. 8. 10		13,000	0.18	31	0	0	-1,044,576	-4,380	-173,853
206	H19. 9. 8		12,000	0.18	29	0	0	-1,056,576	-4,149	-178,002

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	H19. 10. 9		13,000	0.18	31	0	0	-1,069,576	-4,486	-182,488
208	H19. 11. 10		13,000	0.18	32	0	0	-1,082,576	-4,688	-187,176
209	H19. 12. 11		13,000	0.18	31	0	0	-1,095,576	-4,597	-191,773
210	H20. 1. 10		12,000	0.18	30	0	0	-1,107,576	-4,498	-196,271
211	H20. 2. 10		13,000	0.18	31	0	0	-1,120,576	-4,690	-200,961
212	H20. 3. 10		12,000	0.18	29	0	0	-1,132,576	-4,439	-205,400
213	H20. 4. 10		13,000	0.18	31	0	0	-1,145,576	-4,796	-210,196
214	H20. 5. 10		12,000	0.18	30	0	0	-1,157,576	-4,694	-214,890
215	H20. 6. 10		13,000	0.18	31	0	0	-1,170,576	-4,902	-219,792
216	H20. 7. 10		12,000	0.18	30	0	0	-1,182,576	-4,797	-224,589
217	H20. 8. 6		11,000	0.18	27	0	0	-1,193,576	-4,361	-228,950
218	H20. 9. 11		15,000	0.18	36	0	0	-1,208,576	-5,870	-234,820
219	H20. 10. 10		12,000	0.18	29	0	0	-1,220,576	-4,788	-239,608
220	H20. 11. 11		13,000	0.18	32	0	0	-1,233,576	-5,335	-244,943
221	H20. 12. 10		12,000	0.18	29	0	0	-1,245,576	-4,887	-249,830
222	H21. 1. 8		12,000	0.18	29	0	0	-1,257,576	-4,938	-254,768
223	H21. 2. 11		14,000	0.18	34	0	0	-1,271,576	-5,857	-260,625
224	H21. 3. 10		11,000	0.18	27	0	0	-1,282,576	-4,703	-265,328
225	H21. 4. 10		12,000	0.18	31	0	0	-1,294,576	-5,446	-270,774
226	H21. 5. 10		12,000	0.18	30	0	0	-1,306,576	-5,320	-276,094
227	H21. 6. 10		12,000	0.18	31	0	0	-1,318,576	-5,549	-281,642
228	H21. 7. 10		10,000	0.18	30	0	0	-1,328,576	-5,418	-287,050
229	H21. 8. 10		8,000	0.18	31	0	0	-1,336,576	-5,641	-292,701
230	H21. 9. 10		8,000	0.18	31	0	0	-1,344,576	-5,675	-298,376
231	H21. 10. 10		8,000	0.18	30	0	0	-1,352,576	-5,525	-303,901
232	H21. 11. 11		8,000	0.18	32	0	0	-1,360,576	-5,929	-309,830
233	H21. 12. 10		7,000	0.18	29	0	0	-1,367,576	-5,405	-315,235
234	H22. 1. 9		8,000	0.18	30	0	0	-1,375,576	-5,620	-320,855
235	H22. 2. 10		8,000	0.18	32	0	0	-1,383,576	-6,029	-326,884
236	H22. 3. 10		7,000	0.18	28	0	0	-1,390,576	-5,306	-332,190
237	H22. 4. 23		12,000	0.18	44	0	0	-1,402,576	-8,381	-340,571
238	H22. 5. 25		10,000	0.18	32	0	0	-1,412,576	-6,148	-346,719
239	H22. 6. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,421,576	-5,998	-352,717
240	H22. 7. 23		8,000	0.18	28	0	0	-1,429,576	-5,452	-358,169
241	H22. 8. 25		10,000	0.18	33	0	0	-1,439,576	-6,462	-364,631
242	H22. 9. 24		9,000	0.18	30	0	0	-1,448,576	-5,916	-370,547
243	H22. 10. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,457,576	-6,151	-376,698
244	H22. 11. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,466,576	-6,189	-382,887
245	H22. 12. 24		9,000	0.18	29	0	0	-1,475,576	-5,826	-388,713
246	H23. 1. 25		9,000	0.18	32	0	0	-1,484,576	-6,468	-395,181
247	H23. 2. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,493,576	-6,304	-401,485
248	H23. 3. 25		7,000	0.18	28	0	0	-1,500,576	-5,728	-407,213
249	H23. 4. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,509,576	-6,372	-413,585
250	H23. 5. 25		9,000	0.18	30	0	0	-1,518,576	-6,203	-419,788
251	H23. 6. 24		9,000	0.18	30	0	0	-1,527,576	-6,240	-426,028
252	H23. 7. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,536,576	-6,486	-432,514
253	H23. 8. 26		10,000	0.18	32	0	0	-1,546,576	-6,735	-439,249
254	H23. 9. 22		8,000	0.18	27	0	0	-1,554,576	-5,720	-444,969
255	H23. 10. 25		10,000	0.18	33	0	0	-1,564,576	-7,027	-451,996
256	H23. 11. 25		9,000	0.18	31	0	0	-1,573,576	-6,644	-458,640
257	H24. 6. 25		15,000	0.18	213	0	0	-1,588,576	-45,809	-504,449
258	H24. 7. 25		15,000	0.18	30	0	0	-1,603,576	-6,510	-510,959
259	H24. 8. 24		15,000	0.18	30	0	0	-1,618,576	-6,572	-517,531

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
260	H24. 9. 28		15,000	0.18	35	0	0	-1,633,576	-7,739	-525,270
261	H24. 10. 25		15,000	0.18	27	0	0	-1,648,576	-6,025	-531,295
262	H24. 11. 28		15,000	0.18	34	0	0	-1,663,576	-7,657	-538,952
263	H24. 12. 25		15,000	0.18	27	0	0	-1,678,576	-6,136	-545,088
264	H25. 1. 23		15,000	0.18	34	0	0	-1,693,576	-7,814	-552,902
265	H25. 2. 28		15,000	0.18	31	0	0	-1,708,576	-7,191	-560,093
266	H25. 3. 28		15,000	0.18	28	0	0	-1,723,576	-6,553	-566,646
267	H25. 4. 26		15,000	0.18	29	0	0	-1,738,576	-6,847	-573,493
268	H25. 5. 28		15,000	0.18	32	0	0	-1,753,576	-7,621	-581,114
269	H25. 8. 14			0.18	78	0	0	-1,753,576	-18,736	-599,850
270						合計			-2,353,426	

以上

これは正本である。

平成26年7月()日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 坂田 眞治士

